

飲料等自動販売機設置事業者募集要領に係る質問書に対する回答

No	項目	該当箇所					質問	回答
		頁	1	(1)	①	ア)		
1	使用料	1	1	(2)	②	ア)	売上総額に歩率を乗じた使用料が10,000 円未満に満たない場合、使用料として1 台につき月額、最低10,000 円の支払いが必要でしょうか。 (例) 売上金額 20,000 円×歩率 20%=使用料 4,000 円の場合は10,000 円支払い	1 台あたりの売上総額に歩率を乗じた額が10,000 円未満の場合は、1 台あたり10,000 円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を使用料として納付していただきます。
2	その他	—	—	—	—	—	博多国際ターミナル16 台及び中央ふ頭クルーズセンター6 台の実績開示、事前現調は可能でしょうか。	【実績開示について】 個別の自動販売機の売上状況など実績の開示は行っておりません。 【現地確認・調査について】 事前に現地をご確認頂くことは可能です。 現地確認をご希望の場合は、C I Q（税関・出入国管理・検疫）制限区域内への立入許可申請手続きが必要となる場合がございますので、事前に博多港国際ターミナル管理事務所（092-282-4871）までご連絡ください。 後日、現地調査の日程を調整させていただきます。